

『柳橋新誌』の返り点（初稿）

——幕末〜明治初期の訓読をめぐって——

古田島洋介*

本稿は、幕末〜明治期の漢文訓読の実態を解明してゆく作業の一過程として、成島柳北『柳橋新誌』に見られる返り点を調査の主たる対象とするものである。

明治期の訓読について実態を解明しようとするのは、いわゆる近代に入り、江戸時代以来の訓読がどのような取捨選択にさらされて学校教育の現場に入り込んでいったのかを熟知するためであり、また、学校教育のなかで如何なる推移を閲して現行の訓読へとながってくるのかを具体的に知っておく必要があると考えるからである。それは、今日の訓読を考えるさいにも有用な知識となり、漢文関係者の謂う「訓読の乱れ」を防ぐためにも有効な知見となるだろう。

このような問題意識は、特に目新しいものではない。つとに加地伸行氏が伝統的な訓読による「翻訳の凍結」の効用に強く注意を促し、吉川幸次郎氏の訓読のごとき「新訓読」にそれなりの価値を認めつつも、「今後にとって江戸・明治期に生まれた諸訓読による凍結」こそが「最も現実的であり有用であろう」と主張していた⁽¹⁾。また、近くは山東功氏が「江戸から明治にかけての漢文訓読法の詳細な変遷史など……今後は、日本語における〈明治の訓読〉について大いに再考する必要があるように思われる」とも指摘している⁽²⁾。幕末からの変遷をも含めて「明治の訓読」の実態を明らかにする作業は、喫緊の課題と称しても過言ではあるまい。

周知のごとく、明治の末年すなわち明治四十五年（一九一二）三月二十九日付「官報」第八六三〇号に、文部省「漢文教授ニ関スル調査報告」（以下《明45調査報告》と略記す）が掲載され、訓読に関する諸要素の大まかな統一が図られた。わざわざ統一案が示された以上、それまで不統一の状態が続いていたことは事実のはずである。

しかし、具体的に、どのような点に不統一が生じていたのか。その不統一の程度は、甚だしいものだったのか、軽微なものだったのか。全体として見れば、現行の訓読とさして変わらなかったのか、それとも異なる点のほうが多かったのか。江戸時代や明治期の訓読を目にした経験があれば、誰しも今日の訓読との相違に想いを致し、自分なりに漠然としたイメージを抱いているだろう。けれども、それを時間の軸に沿って系統的に整理せんとする試みは、未だ充分には実践されていないものと愚考する。

ただし、一口に訓読の実態とは言っても、その要素は多種多様であり、何を訓読の構成要素と認定し、それをどのような体系に仕立てて整理す

ればよいのか、今のところ雛型と称すべき試案すら存在しないのが実情ではないかと思われる。《明45調査報告》が取った解説「句読法」「返点法」「添仮名法」「読方」および実例「句読法以下諸則適用ノ例」という構成は、それなりに練られた整理案だが、今日の目で見れば、いささか大ざっぱな印象を与えることは否めまい。

そこで、本稿は、手始めとして成島柳北『柳橋新誌』に見られる返り点を中心に調査し、幕末〜明治初期の訓読の実態について、その一端を明らかにし、なおかつ体系的な整理に向けて些少の愚案を提供せんと試みるものである。

成島柳北（一八三七〜八四）の『柳橋新誌』は、初編と二編から成る。初編は、安政六年（一八五九）九〜十月の執筆、万延元年（一八六〇）七月に増補のうえで完成された。時に柳北は二十四歳。明治七年（一八七四）四月の刊刻である。二編は、明治四年（一八七一）三月に執筆、完成された。時に柳北は三十五歳。明治七年（一八七四）二月の刊刻である。いずれも京橋銀座三丁目「山城屋政吉」の刊行に係り、黄表紙の半紙判であった。執筆時期から見ても、刊行年次から見ても、幕末〜明治初期の訓読の実態を伺うのに恰好の一書である。

正統の漢籍ではなく、柳北が自ら「戯著」と称した漢文戯作『柳橋新誌』を返り点の調査対象とするのは、当書が紛れもなく多数の読者を獲得した通俗書ゆえである。周知のように、永井荷風『柳橋新誌につき』は「明治時代の書生にして成嶋柳北の柳橋新誌を知らぬものは殆ど無かつたであらう。……江戸時代の末造より明治二三十年頃までの書生は恰今日（^{あたかも}）の学生が文学雑誌を手にするが如き興味を以て……柳北……の戯著を読んだのである」と記す。明治初〜中期の若者たちが挙って気軽に読んでいた以上、その返り点は、少なくとも当時あっては特に抵

抗なく受け入れられる性質のものであったに違いない。幕末〜明治初期の訓読を解明すべく、『柳橋新誌』の返り点は、返り点の在り方として無視できぬ一つの事実であろう。

むろん、返り点は訓読の構成要素の一にすぎず、これを以て『柳橋新誌』の訓読を十全に解明することにはならぬ。助詞・助動詞の用法および各種の句形の訓法、ならびに漢字一つひとつの音訓の在り方などを詳細に検討したうえでなければ、『柳橋新誌』の訓読そのものを語ることは許されないだろう。しかし、漢字の読みは送り仮名だけでは確定しづらいこともあり、句形の訓法は今日でも揺れが見られる場合がある。また、助詞・助動詞は、個人の好みや気分により左右される度合いが大きく、誤刻の可能性をも考慮に入れると、甚だ論じにくい側面があることを否定できない。

そのような諸要素に比べると、返り点は調査しやすく、主観を排した検討が可能である。現行の返り点法において、おおよその原理・原則・用法が確定しているため、今日の返り点との比較を通じての検討も容易だ。取り敢えずの調査対象として、返り点は好個の符号に違いない。もちろん、本稿でも、句形その他の訓法をすべて打ち捨ててはならず、返り点に関わる受身形・使役形については後述し、さらに〈附説〉で二つの訓法にも言及するが。

加えて、『柳橋新誌』研究そのものにとっても、一度は返り点を整理しておくことが重要だろう。というのも、今日『柳橋新誌』を閲読するとなれば書き下し文で読むのが通例、もともと『柳橋新誌』に付けられていた返り点など、もはや誰も気に留めないだろうからである。事実、『明治文学全集』4・塩田良平（編）『成島柳北・服部撫松・栗本鋤雲集』（筑摩書房、昭和四十四年）所載の本文にせよ、『日本近代文学大

系』1『明治開化期文学集』（角川書店、昭和四十五年）所収の前田愛〔注釈〕本文にせよ、そして《新日本古典文学大系》100・日野龍夫〔校注〕『江戸繁昌記・柳橋新誌』（岩波書店、平成元年）以下《新大系本》と略記す）所掲の本文にせよ、すべて書き下し文の体裁であり、返り点も影も形もないのが実情だ。これでは『柳橋新誌』原文に見える返り点を意識する向きはあるまい。たしかに、『新大系本』は、巻末に『柳橋新誌』原文の影印を載せている。けれども、その返り点を丁寧にたどりながら本文と照らし合わせつつ閲読する奇特な読者は皆無に近いだろう。いったん漢字仮名交じりに書き改められた『万葉集』を目にすれば、誰も『万葉集』を万葉仮名のまま読む気にはなれないはずだ。ただでさえ、『柳橋新誌』は原書そのものの印刷状態が芳しからぬため、返り点は甚だ見づらいことが少なくない。それを縮小して印刷された影印でたどるとなれば、視力の低下を覚悟するしかないのである。

昨今の漢文関係書、とりわけ文庫版の注釈書の類は、印刷の煩を嫌ってか、返り点を打たない書物が多い。原文を記して書き下し文さえ添えておけば、読者が必要に応じて自ら返り点を付けられるはずだと算段なのだろう。たしかに、原文と書き下し文が提供されれば、返り点は打てる。しかし、「必要に応じて」とは言うものの、実際に返り点を付ける必要が一般の読者に生ずるとは思われない。誰よりも返り点を打つ必要があったのは、当の注釈者自身であろう。そして、返り点が見えない結果、読者は、稀にしかそのような気を起こさないとはいえ、返り点に従って漢字をたどる機会を奪われてしまうのである。これでは、我らが伝家の宝刀たる漢文訓読の行く末も案じられるというものだ。返り点に従って漢字をたどる作業なくして訓読は成り立たない。

なかんづく、『柳橋新誌』のような書物は、返り点付きの原文で読ま

ねば意味がないというのが私見である。返り点・送り仮名付きの原文すなわち漢文そのものの体裁で提供されてこそ、『柳橋新誌』は「戯著」たり得るのではないか。しかつめらしく返り点を逐いつつ柳橋における花街遊びについて種々の知見を得られるという落差が面白いのである。もちろん、話の内容それ自体も興味深く、処々に見える戯訓にも楽しませられるが、返り点を逐いつつ視点を上下に往復させる運動性ナシでは、『柳橋新誌』の「戯著」たるゆえんが半減してしまうだろう。返り点のない書き下し文で『柳橋新誌』を読むのは、あたかもベートーヴェンの第五交響曲《運命》ハ短調をイ短調に移して聴くようなものだ。変調符号の^{フラット}b三つが消えれば、《運命》の興趣も大幅に減ずることは必定。原曲を味わうべく、不用意な移調は甚だ危ういのである。

二

『柳橋新誌』の底本には、名著複製全集編集委員会《特選名著複製全集 近代文学館》所収の成島柳北『柳橋新誌（初編）（完）』および『柳橋新誌二編（全）』（日本近代文学館、昭和五十五年）の本文を用いる。いづれについても序・後序の類は含めない。どちらも前述の黄表紙の半紙判、いわゆる黄表紙本の忠実な複製で、『新大系本』が巻末に載せる『柳橋新誌』原書の影印と同一である。

実のところ、初編には海賊版と思われる青表紙本が二種（甲類・乙類／版元・刊行年とも不明。明治二～三年の刊行か）存在し、柳北も二編の冒頭に「聞く（頃日我が『柳橋新誌』を偷み刻する者有り、而して風流子弟、多く買ひて之を讀む」と）（B01a10）と記しているが、すでに稀覯本に属するため未見。今は調査の対象から外すこととする。

なお、柳北は『柳橋新誌』三編も執筆したが、出版が許可制であった当時、発刊が認められず、そのまま散逸してしまつたらしい。明治九年（一八七六）十二月付の自序だけは、柳北が創刊した『花月新誌』第一号（明治十年一月）に掲載されたが。

例文の所在は、前者『柳橋新誌〔初編〕』をA、後者『柳橋新誌二編』をBとし、丁数を二桁の算用数字で、表裏の別をa・bで表し、さらに行数をやはり二桁の算用数字でハイフンの後ろに記して、それぞれの例文に添える。たとえば、『柳橋新誌〔初編〕』第七丁表第五行であれば「A07a-05」、『柳橋新誌二編』第十五丁裏第十行ならば「B15b-10」という具合だ。例文が複数丁または複数行にわたる場合でも、例文の開始箇所のみを示し、終了箇所は示さない。二書とも半丁十行のみの体裁ゆえ、何か必要が生じた場合でも検索・確認に不便はないだろう。なお、行数の後方に「07a」の「<0>」を加えた場合は、当該行に見える割注の字句であることを示す。

今日に謂う連続符号すなわち音合符・訓合符の類および左右のルビは、特に必要がないかぎり、煩を避けて省略する。また、各例文に書き下し文を添えるため、やはり煩を嫌って、送り仮名も省略に従う。便宜上、漢字は常用字体を原則としたい。直接には返り点と関係しないからだ。

以下、小返りすなわちレ点と、大返りすなわち一二点・上下点・甲乙点・天地人点とに分けて観察を進める。大返りについては、おおむね一二点から天地人点まで順を逐ってゆくが、例文によっては複数の大返りが現行の規定とは異なる順序で現れるため、順不同となる場面もあるのは已むを得ない。

返り点の考察に当たっては、現行の返り点法⁽⁴⁾を基準とする。厳密には『柳橋新誌』に返り点を付けた人物を特定する必要もあるが、著者の柳

北なのか、それとも書肆の関係者なのか、今や徴すべき資料は存在しない。暫く柳北その人が加えた返り点と見なしておく。

(1) 小返り レ点

レ点の用法は、ほぼ原則どおり。連続する上下二字の転倒に用いている。〔例01〕のように二字そのものの転倒はもちろんのこと、〔例02〕〔例03〕のごとく二つ、三つと連用する場合でも原則にぶれは生じない。〔例04〕のように大返り（この例では一点）と同居する場合も、〔例05〕のごとく大返りに接続する場合も、また〔例06〕のように大返りの内部に用いる場合も、すべて現行の方式と同一である。

- 〔例01〕 以_レ柳為_レ名（柳を以て名と為して）／A01a-03
- 〔例02〕 可_レ謂_レ盛（盛んなりと謂ひつべし）／A01b-08
- 〔例03〕 然亦有_レ所_レ不_レ是（然れども亦た是ならざる所有り）／A16a-07
- 〔例04〕 非_レ他境所_レ及（他境の及ぶ所に非ずして）／A01b-05
- 〔例05〕 不_レ得_レ公携_レ三絃箱（公に三絃箱を携ふるを得ず）／A19a-07
- 〔例06〕 未_四曾_見三彼摩_レ墨_レ毫_レ抹_三所_レ謂_レ漢_レ字_者（未_だ曾_て彼の墨を摩_り毫_を舐_め、謂_はゆる漢字といふ者を抹_{する}を見ず）／B22b-05

i 「於」と「与」

いささか違和感を抱くのは、前置詞「於」や、接続詞または前置詞「与」に関わる返り点と送り仮名とのずれである。これについては、例文に送り仮名を付けてゆこう。

〔例07〕 夫子嘗称^テ於^レ水曰^ク「水哉^ナ水哉^ナ」(夫子嘗^{カフ}て水を称して曰く「水なるかな、水なるかな」と/A02b-10)

送り仮名を見るかぎり「於」は置き字としか思えないが、それでも「水」から「於」に返り読みすべくレ点が付いている。これは、「於」に助詞「を」を直に当てる「称^レ於^レ水」方式が、「於」は置き字にしつつ助詞「を」を送り仮名とする現行の「称^ニ於^ニ水」方式へと変化してゆく過程で生じた変則例と解せばよいのかもしれない。謂わば、直^レ当^レて方式から置き字方式へと向かう中間形態としてのバラつき方式だ。

前置詞「於」には、次のような直^レ当^レて方式もある。

〔例08〕 接^{スルコト}ニ其^ノ主^婆及^ビ群^婢勞^ス於^レ接^{スル}客(其の主^レ婆及^ビ群^レ婢に接すること、客に接するより勞す/A08b-02)

「於」に付された「ヨリ」は捨て仮名として扱っておくが、「於」と考えても差し支えない。いずれにせよ、「於」を直接「より」と訓じていることはたしかだろう。〔例07〕に見えたバラつき方式でゆけば、「勞^レ於^レ接^レ客」となるはずだ。むろん、現行の置き字方式ならば、「勞^ニ於^ニ接^レ客」となる。

では、『柳橋新誌』の「於」の扱いがすべて直^レ当^レて方式かバラつき方式かという点、然に非ず。次のような例も数多く見られる。

〔例09〕 称^ニ嘆^ニ於^ニ此^ニ (此に称^ニ嘆^ニし/A03a-02)

現行の方式と同一だ。助詞「に」を「於」に当てる直^レ当^レて方式でも、レ点で「於」に返りつつ「に」を送り仮名に回すバラつき方式でも、返り点は「称^ニ嘆^ニ於^ニ此^ニ」「称^ニ嘆^ニ於^ニ此^ニ」または「称^ニ嘆^ニ於^ニ此^ニ」となるはずだが、この〔例09〕は完全な置き字方式である。

要するに、『柳橋新誌』の前置詞「於」の扱いには、三種類の方式が混在しているわけだ。一般形で示すと、左のようになる(V || 動詞・N || 名詞・P || 助詞)。

- ・直^レ当^レて方式 V^ス於^レN
- ・バラつき方式 V^ス於^レN^P
- ・置き字方式 V^ニ於^ニN^{P(6)} || 現行の方式

いずれも書き下せば「NPVす」となることに変わりはない。逆に言えば、書き下し文では、こうした返り点の異同の機微がまったく捨象されてしまうわけである。

似たような事情が、接続詞または前置詞の「与」にも当てはまる。必ずしもレ点ばかりが関わるわけではないが、まず、接続詞「与」の例を観察してみると――

〔例10〕 大概^ニ妓^ト与^レ母^ニ二人^ト而^レ居^ル (大概^ニ妓^トと母^トと二人にして居る/A15b-08)

〔例11〕 不^レ問^ニ其^ノ為^レ妓^ト与^レ不^レ妓^ト (其の妓たると妓ならざると「を」

問はず／B03b-09)

〔例10〕は「与」を直接「と」と訓じているようだ。現行の並列形式「A与_レB」(AとBと)に一致する直当て方式である。けれども、〔例11〕は、レ点で「不」から「与」に返りつつも、「と」が「不」の送り仮名になっている。これは、「於」にも生じていたバラつき方式にほかならない。〔例10〕のごとく現行方式で訓読すれば、当然「不_レ問_二其_レ為_レ妓_与不_レ妓」となる。

次いで、前置詞の「与」に目を移してみよう。

〔例12〕 而与_二其_レ不_レ可_レ睡_レ之人_一睡_レ (而して其の睡るべからざるの人と睡り／A09b-09)

〔例13〕 不_レ似_下此_レ車_醜陋_殆与_二乞_兒膝_行車_一一_轍也 (此の車醜陋殆ど乞兒の膝行車と一轍なるに似ず／B15a-03)

〔例12〕の「与」に付された「ト」は捨て仮名で、実際には「与」と読む直当て方式にほかならない。一方、〔例13〕は、二点で「与」に返りながらも、「ト」を下方の「膝行車」に送るバラつき方式だ。やはり二種の方式が混在しているのである。

ii 熟字訓の措置

《明45調査報告》は、〈返点法〉末尾「注意」第一で「左ノ場合ニハ返点ヲ施サス」とし、四つの語句すなわち「所謂(いはゆる)」「加之(しかのみならず)」「就中(ななかんづく)」「云爾(しかいふ)」には返り点

を付けずに熟字訓を当てることと規定した。現行の訓法も、おおむねこれに則っている。けれども、わざわざ規定に謳ったからには、それまでは返り点を付ける方式も存在したことを意味するわけだ。現に『柳橋新誌』は「所謂」にレ点を付けている。すでに〔例06〕にその例が見えていたのだが、改めて一例を挙げれば――

〔例14〕 所謂(送り仮名ナシ)／A02a-10)

もし「謂_ふ所_の」と訓ずるのであれば、今でも右のごとくレ点を付けて「所謂」とする。しかし、『柳橋新誌』は「いはゆる」と訓じながらも右のようにレ点を打ち、ほぼ例外は見当たらない。初編は右掲のごとく何も送り仮名を付けずに「所謂」、または「謂」に「ユル」を付けて「所謂」(A10b-07, 28a-01)、「二編は「所」に「ユル」を添えて「所謂」(B04b-04, 09a-03, 10a-04, 13a-02, 15b-01, 22a-06, 22b-06)とするのが通例で、書式に若干の相違が見られるけれども、もっとも、初編には、何も送り仮名を付けない「所謂」(A04b-05, 06a-06)および珍しく返り点すら打たない「所謂」(A10a-09)にそれぞれ左ルビ「イハユル」または「ユハユル」を付けている例があり、二編にも、送り仮名のない「所謂」(B09a-05a)の例が見えるので、各編が一定の書式で整然と統一されているわけではない。むしろ、『新大系本』は、すべて「謂はゆる」と書き下すにとどまる。

「加之」にもレ点を付けて訓ずるのが『柳橋新誌』の流儀だ。「しかのみならず」とは訓読しないのである。「之」を「焉」に換えた「加焉」についても同じ。単独の「加」を「加」(加ふるに／A21a-07)と読むのは、現行の訓法と同じだが。

〔例15〕 加_ル之_ニ (之_ニに加_ルるに) A22b-02; B24a-02)

〔例16〕 加_レ焉_ニ (焉_ニに加_ルるに) A29a-06×2)

ただし、熟字訓「しかのみならず」が姿を見せぬわけではない。「至若」二字の左右に当てられたルビがそれだ。「至若」に熟字訓「しかのみならず」を当てるのは往時の訓法で、江戸時代は寛政年間(一七八九〜一八〇一)ごろから「至_リ若_キ」(の若_キに至_リては)と訓するようになり、一般には現行の訓読もそれを引き継いでいる。明治初期の訓読として、熟字訓「至_シ若_キ」が、なおも通例であったと言えるのか、もはや例外と呼ぶべきであったのかは、よくわからないが。

〔例17〕 至_シ若_キ (A01b-09)

〔例18〕 至_シ若_キ (A29b-05)

右のごとく同じ語句のルビが左右に割り振られる自在さを見るかぎり、『柳橋新誌』の左ルビが必ずしも戯訓を表すとは限らないようだ。

「就中」は、撥音に転じて「なかんづく」と読むことなく、返り点を打ちつつ原形のまま「なかにづく」と訓じている。実際に発音するさいは、「なかんづく」と撥音化させていた可能性もあるが。

〔例19〕 就_ク中_ニ (中_ニに就_ク A07a-06)

残念ながら、「云爾」については、未だ『柳橋新誌』中に用例を見出だし得ていない。

iii レ点の位置

レ点を要する二字が行末と行頭とに一字ずつ分かれた場合、『柳橋新誌』は必ず行頭の字にレ点を付けており (A01b-09 et *passim*; B03a-08 et *passim*)、これについては例外がない。行末にレ点や止点が必要なきも、一点や上点だけを行末に残し、レ点は次行の行頭に打っている (A16a-10 + 16b-01, 16b-05 + 06, 22b-04 + 05; B08b-01 + 02)。これは、古人がレ点を「A_レB」と打ったとき、レ点は下の字Bの左上に付ける符号だと考えていたことを如実に示す現象だ。レ点の位置についてはすでに一括して論じたことがあるので、ここでは繰り返さない。

(2) 大返り 一二点く天地人点

大返りも、一二点が単独で用いられるのであれば、〔例20〕く〔例22〕のように、現行方式どおりのことが多い。レ点との組み合わせも、〔例23〕あるいは〔例24〕のごとく、まずは問題ナシというところ。

〔例20〕 橋之東南有_ニ一橋_一 (橋の東南に一橋有り) A01a-04)

〔例21〕 夫遊者尚_ニ洒落与_ニ便利_一者 (夫れ遊びは洒落と便利とを尚_ニ者なり) A04a-09)

〔例22〕 未_嘗知_ニ風流情趣為_ニ何物_一 (未だ嘗て風流情趣の何物たるを知ら_ズ) A27b-01)

〔例23〕 不_レ植_ニ一株之柳_一 (一株の柳を植_ハズ) A01a-03)

〔例24〕 非_レ他境所_レ及_ニ (他境の及_ル所に非_ズして) A01b-05)

大返りどうしの組み合わせも、現行方式に一致している場合が少なくない。左掲の〔例25〕～〔例27〕を見て、返り点に違和感を抱く向きは皆無だろう。一二点の外側に上(中)下点、一二点・上下点の外側に甲乙点——整然と包含関係を成している。さらに甲乙点の外側に天地人点まで加えた例は、未だ検出し得ていないが。

〔例25〕 有_下好_二其風_一者_上 (其の風を好む者有り/A13b-10)

〔例26〕 亦可_下以得_二彼愛_一而為_中貴客_上焉 (亦た以て彼れが愛を得て貴客たるべし/A11b-02)

〔例27〕 唯有_乙凋冷窮困欲_下頼_二奴力_一出_上售_者甲 (唯だ凋冷窮困にして奴の力を頼んで出で售るを欲する者有りて/A20a-08)

けれども、『柳橋新誌』は、現行方式に適う一方で、現行方式から見れば原則違反としか言いようがない大返りも付けている。それは、包含関係の原則に対する違反だ。右に掲げた〔例20〕～〔例27〕のような、我々の目にも抵抗なく映る返り点ばかりではない。以下、その変則ぶりを五つの現象に分けて観察してみよう。重複現象・飛躍現象・逆転現象および並列現象・交錯現象の五種である。前三者は包含関係の順序が乱れる変則現象、後二者は包含関係そのものが崩れる変則現象だ。

i 重複現象

重複現象とは、一二点の外側に、重ねて一二点を掛ける打ち方だ。読みの順序が紛らわしくなる印象だが、現に初編にも二編にも姿を見せる。

数は少ないけれども。

〔例28〕 而有_二士家造_レ舟託_三諸船宿_一者_一 (而して士家舟を造つて諸を船宿に託する者有り/A04a-03)

〔例29〕 彼則充_三濃粉腿腰_一之妃嬪_追遥于水上_二之用_一 (彼は則ち濃粉腿腰の妃嬪水上に逍遙するの用に充/A04a-10)

〔例30〕 不_レ見_二一個断髮丈夫与_二女子_一寝_者 (一個の断髮丈夫女子と寝する者を見ず/B11a-01)

〔例29〕の直下の一文「供_下佞_レ仏媚_レ僧之翁媪修_二施餓鬼講_一之役_上耳」(仏に佞_レ僧に媚ぶるの翁媪施餓鬼講を修むるの役に供するのみ/A04b-01)では、現行方式に同じく、一二点の外側に上下点を掛けている。一二点の重複現象は、気まぐれの産物としか言いようがないだろう。

ii 飛躍現象

飛躍現象は、一二点↓上下点↓甲乙点↓天地人点という順序を逐わず、中途の返り点を飛び越えて、いきなり他の大返りを用いる打ち方を指す。どの点を飛ばし、いかなる点を使うのかによって、いくつかの種類に分かれるため、適宜に場合分けしながら観察してみよう。

第一は、一二点を用いず、いきなり上(中)下点を打つ例である。

〔例31〕 笑暇_レ患_下他人可_レ笑乎 (笑ぞ他人の笑ふべきを患ふるに暇あらん/A09a-09)

〔例32〕 且禁_下初更後_中客招_上 (且つ初更後客の招きに応ずるを禁

46/A22b-07)

〔例33〕 不可_レ求_下諸大妓_上也 (諸を大妓に求むべからず/A24a-03)

〔例34〕 不_下畜有眼之客鄙而遠_上之 (畜だ有眼の客鄙しんで之を遠くへるのみならず/B03a-08)

〔例35〕 余初見_下之友人永芳山之家_上 (余初め之を友人永芳山の家に見_下る/B23a-06)

〔例36〕 唯有_下公_レ之与_レ密_レ之之異_上耳 (唯だ之を公にすると之を密にするとの異なる有るのみ/B26b-04)

〔例31〕〔例32〕〔例33〕〔例36〕は、それぞれ一二点を付けた一文が直上にあるため、一二点との見分けが利きやすいように上下点を用いたのかもしれない。たしかに、直近に一二点が使われていると、ただちに上下点を掛けてしまう傾向があるようだ。他の一例を挙げてみれば――

〔例37〕 或有_二私事_一而不_レ同_下西京之公然不_レ忌也 (或いは私事有るも、西京の公然忌まざるに同じからず/B08b-01)

もっとも、右のごとき斟酌は、要らざる性質のものなのかもしれない。左のような上下点の打ち方も見られるからだ。

〔例38〕 使_レ売_下其不_二敢_上売_一之色_上謂_下之_上転_上焉 (其の敢へて売らざるの色を売らしむ、之を転と謂ふ/A09b-09)

前半は、現行方式と同じく、一二点の外側に上下点を打つ。しかし、

後半は、前半に見えない返り点を使って弁別を図るならば、甲乙点を用いて「謂_下之_上転_上焉」としても不思議でないが、実際には、単に上下点

掛けている。甚だ恣意的に映る上下点だ。言うまでもなく、現行方式では「謂_下之_上転_上焉」と一二点を加えるところである。

第二は、いきなり甲乙点を打つ例である。初めに、一二点も上下点も飛ばして、単に甲乙点を掛けてしまう例を紹介してみよう。

〔例39〕 況繁華如_レ斯地_上者乎 (況んや繁華斯の地の如き者をや/A07a-01)

直上に一二点こそ存在するものの、直近に上下点は見当たらず、どう考えても甲乙点の単独用法としか思えない。次の例は、右に比べて見た目こそはるかに複雑だが、甲乙点を単独で用いている点においては同一の性質である。

〔例40〕 吾亦将_下对_上曰_下文之不_レ善_上無_レ学之故也敢不_レ乞_レ正_上記事之不_レ実_上君其問_下諸柳橋_上 (吾亦た将に對へて「文の善からざるは、無学の故なり、敢へて正を乞はざらんや。記事の実ならざるは、君其れ諸を柳橋に問へ」と曰はんとす/B26b-10)

あいだに複数個のレ点を挟むとはいえ、順に四つの大返りを必要とするだけの場面であるから、一二点を一↓二↓三↓四と打っておきさえすれば、何も差し支えないはずだ。のっけから甲乙点を用いる必然性はないのである。

次いで、取り敢えず一二点を打ちながらも、上下点を飛ばし、ただち

に甲乙点を打ってしまう例を挙げてみよう。

〔例41〕 譬猶之喫鴉片烟者甘其味不覺其毒遂以斃焉（譬へば猶ほ鴉片烟を喫する者其の味を甘んじて其の毒を覚へず、遂に以て斃るるがごとし）／A11a-05)

三つの一二点の外側に甲乙点を掛けている。上下点でも何ら差し支えないのだが。

〔例42〕 吾将对之曰君講道学吾好風流唯是半文借貸不相及也不慮君涉吾事何故（吾将对之に對へて「君は道学を講じ、吾は風流を好む。唯だ是れ半文の借貸も相及ばず。虞らざりき、君の吾が事に涉らんとは。何の故ぞ」と曰はんとす）／B26b-07)

やはり四つの一二点の外側に甲乙点を掛けている。大返りが必要なのは三箇所なので、上・中・下で間に合うはずだ。甲・乙・丙を用いる必然性はない。

第三は、だしぬけに天地人点を打つ例だ。これについても、一二点・上下点・甲乙点をすべて飛ばし、単に天地人点だけを掛ける例から紹介してみよう。

〔例43〕 然強而求之其中一人有焉（然れども強ひて之を其の中に求むるに、一人有り）／B23a-04)

直上に一二点・上下点・甲乙点を用いた一文があるため、それと弁別を図るべく天点・地点を打ったのであるが、結果としては天地人点の単独用法としか言いようがない。

次は、一二点・上（中）下点の外側に、甲乙点を飛ばして、ただちに天地人点を掛ける例である。

〔例44〕 有利其財謀攘却船宿而逞己欲者（其の財を利して船宿を攘却し、己が欲を逞しうするを謀る者有り）／A16a-09)

〔例45〕 有愛其人欲不令徒失資於船宿而永締好者（其の人を愛し、徒らに資を船宿に失はしめずして、永く好を締ぶる者有り）／A16a-10)

いずれの天・地も、現行方式では甲・乙ですませるところ。この二例は連続して現れる対句まがいの字句なので、敢えて同じ方式の返り点を用いたのかもしれない。

さらには、一二点を付けてから、上下点も甲乙点も飛ばし、いきなり天地人点を掛ける例もある。

〔例46〕 彼若又曰爾著文章不善読者無以解意味不佞是嘆記事妄誕而不佞不佞是疑（彼若し又「爾の著する文章善からず、読む者以て意味を解する無し、不佞是れ嘆く。記事妄誕にして実ならず。不佞是れ疑ふ」と曰はば）／B26b-08)

一二点の外側に、天点と地点が付いている。言うまでもなく、現行方式ならば、上点と下点を打つところだ。

ただし、念のために断っておけば、現行方式にも大返りの飛躍現象は現れ、正規の例外措置として認められている。一二点の外側に大返りが四つ必要なとき、上・中・下の三つしかない上下点では符号の数が不足するので、上下点を飛び越し、ただちに甲乙点すなわち甲・乙・丙・丁を用いるわけだ。『柳橋新誌』にも実例がある。

〔例47〕 然未聞_レ薩侯令_レ大友_二避而_レ變_レ其章_一也(然れども未だ薩侯大友をして避けて其の章を變へしむるを聞かず/B09b-05)

現行方式ではあり得ないはずの「丙二」が奇妙に映るだろうが、これは使役動詞「令」を再読文字扱いしている(後述)がゆえの丙点と二点の同居にはかならない。その同居現象にさえ目をつむれば、右の一二点から甲乙点への飛躍は、現行方式でも講じられる例外措置そのものである。

iii 逆転現象

逆転現象は、大返りの包含順序が逆転している打ち方をいう。もっとも、今のところ目になっているのは、一二点と上下点の順序が逆さまになっている例だけである。

〔例48〕 其他未_レ聞有_二一女子能超_レ乗於此上_一者(其の他、未だ聞かず一女子の能く此の上に超乗する者有るを/A24b-10)

〔例49〕 頃日有_二偷_レ刻我柳橋新誌_一者(頃日我が『柳橋新誌』を偷み刻する者有り/B01a-10)

現行方式では、一二点の外側に上下点、逆に言えば、上下点の内側に一二点という打ち方が常識だが、右の二例は、いずれも一二点が上下点を包み込んでいる。この逆転現象が繰り返し現れる長文の例を紹介すれば――

〔例50〕 若_二千手鼓_レ琵琶_下重衡於_レ羈館_上静女奏_レ舞不_レ屈_二頼朝于_レ幕府_一皆是千古之情事百世之雅談、使_三聞者恍然惘然神飛魂颺而_下涎_二其美_上泣_二其情_一者(千手の琵琶を鼓して重衡を羈館に慰め、静女の舞を奏して頼朝に幕府に屈せざるが若きは、皆是れ千古の情事、百世の雅談、聞く者をして恍然惘然、神飛び魂颺つて、其の美に涎し、其の情に泣かしむる者なり/A28a-01)

前半(二(下・上)一)でも、後半(三(下・上)二・一)でも、上下点が一二点に包まれている。一二点が上下点の内部に位置するのが『柳橋新誌』の通例で、こうした逆転現象は例外に属するのだが。

iv 並列現象

現行方式において、大返りは必ず包含関係を成すこととなっており、大返りどうしが並列関係に陥るような打ち方は許されない。しかし、『柳橋新誌』には、単に並列されただけの大返りが散見する。

第一は、一二点と上下点の並列である。

〔例51〕 大中村災後起_二一大巨閣_一称_下覇於水東_上(大中村災後一大

巨閣を起こし、霸はを水東に称す／B01b-10)

一二点を含まぬ上下点が一二点と並列されている。これは、上方に一点、下方に上下点が見える例だが、次の二例のごとく、順序が逆転し、上方に上下点、下方に一二点が位置する並列もある。

〔例52〕或放下館舫于中流擬漢武汾河之遊（或いは館舫を中流に放つて、漢武汾河の遊びに擬す）／A28b-09)

〔例53〕鼻洩垂下口端上抱泥孩（鼻洩、口端に垂れ、泥孩を抱いて）／B25b-03)

上方の上下点と下方の一二点をレ点で連結した左のような例もある。前掲〔例50〕の前半では、現行方式と同じく、一二点と一二点がレ点で連結されていたのだが。

〔例54〕若夫狎客不レ得傍觀而不も援其費也（若し夫れ狎客は、傍觀して其の費えを援けざるを得ざるなり）／A22a-03)

〔例55〕非下其人庸劣不も勝其職也（其の人庸劣にして、其の職に勝つるには非ず）／B25b-09)

一二点と上下点が天地人点の内部で並列されることもある。甲乙点を飛ばして天地人点を用いている点では、飛躍現象の一種と見なすこともできるだろう。

〔例56〕与地女郎不レ論客之美惡而勉侍下牀第上者異矣（女郎の客

の美惡を論ぜずして、勉めて牀第に侍する者と異なり）／A10a-05)

第二は、一二点と甲乙点の並列だ。上下点を飛び越して甲乙点を用いられる点では、一種の飛躍現象と解しても差し支えあるまい。

〔例57〕献孟于人多擲而送之其掌上（孟を人に献ずる、多く擲つて之を其の掌上に送る）／B09a-02)

次のように、なんと上下点の内部に一二点と甲乙点が並列されている例もある。甲乙点よりも上下点のほうが大きく返るのであるから、一種の逆転現象とも解せられるだろう。大返りだけ書き抜けば、「下（二・一）（二・一）（乙・甲）中・上」となる。

〔例58〕因下人々樂昇平之沢偷一日之安急于拳賢使能而却取中阿諛之臣失節之士矣（人々昇平の沢を樂しみ、一日の安を偷み、賢を挙げ能を使ふに急にして、却つて阿諛の臣・失節の士を取るに因る）／B25b-10)

第三は、一二点・上下点・甲乙点の並列である。さながら三役揃い踏み、並列現象の極北と称しても過言ではあるまい。

〔例59〕招乙妓于酒楼与船宿同致但至留客宿妓之計上則無有焉（妓を酒楼に招く、船宿と致を同じうす、但だ客を留め妓を宿せしむるの計に至つては則ち有ること無し）／A08a-07)

右の大返りを書き抜けば、(乙・甲)(二・一)(下・上)となる。
 真ッ先に甲乙点が登場する理由は、よくわからない。もっとも、『新大系本』三四八頁のように「……同じうす。」と句点を打って二つの文に分かてば、第一文は一二点と甲乙点の並列、第二文は上下点の単用と解することになる。いずれにせよ、現行方式から見れば、規定違反としか言いようのない返り点である。

v 交錯現象

現行方式は、大返りの並列と同じく、大返りの交錯も認めていない。一二点と上下点は、必ず「下(二・一)上」のごとく包含関係を成さねばならず、「下(二／上)一」のような交錯関係は禁忌なのである。
 とところが、『柳橋新誌』には、現に一二点と上下点の交錯する「下(二／上)一」が頻出し、一大特徴と称しても憚るに及ばぬほど目立つ存在となっている。一般形で示せば、次のような打ち方が愛用されているわけだ。便宜上「A方式」と名づけ、念のため読み順を数字番号で表しておく。

〔A方式〕④_下②_上③_上①_上

実例は多数にのぼるので、今、左に初編・二編からそれぞれ二例ずつ引くにとどめておこう。

〔例60〕非_下専_上重_上之_{これ}(之を専重するに非ず)／A02a-07)

〔例61〕妓亦不_下母_上事_上之_{これ}一也(妓も亦た之に母事せざるなり)／A17b-02)
 〔例62〕将_下從_上良_上于商_上(将に商に従良せんとす)／B18b-08)
 〔例63〕動_下不_下人_上視_上人_上(動もすれば人を人視せず)／B22a-06)
 左のごとく、一二点を二つ連用したうえで、下方の一二点に上下点を交錯させる例もある。

〔例64〕則与_下彼打_上破_上三十六郡_上奪_上抛_上四百餘州_上(則ち彼の三十六郡を打破し、四百餘州を奪抛すると)／A12a-07)

〔例65〕以其不_下彈_上三絃_上徒侍_上御_上杯杓_上一也(其三絃を弾ぜず、徒だ杯杓に侍御するを以てなり)／A12b-09)

〔例66〕余今欲_下記_上柳橋紅裙_上以準_上擬_上之_{これ}一(余今柳橋の紅裙を記して、以て之に準擬せんと欲す)／A25a-03)

こうした交錯現象が天地人点のあいだに現れることもある。

〔例67〕無_下不_下一_上醉_上於此_上樓_上者_天一(此の樓に一醉せざる者無し)／A24b-07)

一二点と上下点が交錯した字句に、いきなり天点と地点を掛けているのだから、甲乙点を飛ばしている点では、飛躍現象をも含んだ例と考えるとよいだろう。

もっとも、『柳橋新誌』には、わずか一例ながら、左のような返し方も見られる。

〔例68〕 故妓亦非_レ洞_ニ察其人_ノ身上_ノ意内_ニ則不_レ引_ル（故に妓も亦た其の人の身上・意内を洞察するに非ざれば、則ち引かず/A16b-02）

実のところ、この打ち方は、今なお歴史学・古文書学および一部の漢文学関係者のあいだで愛用されている返り点だ。これを便宜上〔B方式〕と名づけ、やはり数字番号で読み順を表しつつ一般形を示せば――

〔B方式〕④②③①

現在でも〔B方式〕を用いる例として、歴史学の分野から、村井章介氏の校注に係る宋希璟『老松堂日本行録』の返り点を紹介してみよう。実例が多いため、二つだけ引くとどめる。

〔例69〕 乞_レ分_ニ置深僻_ノ処_ニ（深僻の処に分置せんことを乞ふ）
〔例70〕 不_レ礼_ニ待其使_ニ（其の使を礼待せず）

漢文学の分野でも、一部に〔B方式〕を標準とする向きがあり、たとえば加地伸行氏は、「有楚大夫於此」（此に楚の大夫有り）の返り点について、次のように説明する。

原則的には、この「楚大夫」を熟語と考え、かつ一字相当として、有_レ楚_ニ大_ニ夫_ニ於_ニ此_ニ（または例外的に_{有_レ楚_ニ大_ニ夫_ニ於_ニ此_ニ）_{（16）}としてよい。}

これを見るかぎり、〔B方式〕の「〇_レ〇_レ〇_レ〇_レ」が「原則的」、それとは異なる「〇_ニ〇_ニ〇_ニ〇_ニ」は「例外的」な返り点となるだろう。

しかし、右で「例外的」とされる「〇_ニ〇_ニ〇_ニ〇_ニ」こそが、実は現行方式の標準であり、中学・高校の国語教科書をはじめ、大学受験用の参考書などでも採用されている打ち方なのである。これを〔C方式〕と名づけて一般形を示せば――

〔C方式〕④②③①

要するに、漢文学の分野では〔B方式〕と〔C方式〕の両者が並立しており、不統一の状態にあるというのが偽らざる現状だ。さすがに、今日、『柳橋新誌』が愛用する〔A方式〕に則って返り点を交錯させる訓読者はいないと思うが。

実際、国語教科書や学習参考書など、漢文教育の現場では〔C方式〕を採っているにもかかわらず、豈に_あ図_はらんや、つい最近、東京大学の入試問題に〔B方式〕が採用された。それは、平成二十五年（二〇一三）二月二十五日に実施された東京大学前期日程入学試験「国語」（文科）においてのことである。第三問「漢文」の問題文に、次のごとく〔B方式〕の返り点が付けられていた。_{（17）}

〔例71〕 王欲_ス下_ニ嫁_ニ於高氏_ニ。

むろん、漢文教育の現場に立つ者としては、〔C方式〕に基づき、レ点ではなく、左のように三点を用いてほしいところだ。

〔例72〕 王欲_三下_三嫁_一 於高氏_一。

実際、〔C方式〕で教えている受験界の漢文講師は怒りを禁じ得なかったのだから、早速、予備校の老舗たる駿台予備校が東大の入試問題の解説書で露骨に不快感を示した。次のような一刀両断の口吻である。

「欲_三下_三嫁_一」の返り点（＝「欲_レ下_三嫁_一」）は、「欲_三下_三嫁_一」の誤りである。⁽¹⁸⁾

ただし、漢文教育の現場では〔C方式〕が標準とされているとしても、村井章介氏や加地伸行氏のごとく〔B方式〕を標準とする向きもあるのは否定しがたい事実である。この二つの方式について最も簡明に見通しを与えてくれるのは、小林信明氏ではなからうか。小林氏は、同一の文について二種の返り点を示し、その新旧に言及している。

〈ア〉聖人_一不_三凝_三滯_一於物_一、而能_レ与_レ世推移_一。
〈イ〉聖人_一不_レ凝_三滯_一於物_一、而能_レ与_レ世推移_一。

右において、「凝滯」を一語として扱う限り、「不」への「返り点」は、「三」であろうと「レ」であろうと、実質的には相違がない。……いずれも「かな混り文」に書き下せば、「物に凝滯せずして」となる。このごろは、多くは〈ア〉の「返り点」に従うのが常であるが、以前には〈イ〉の形が通行していたから、どちらで提示されても驚かないようにされたい。⁽¹⁹⁾

〈ア〉すなわち〔C方式〕と〈イ〉すなわち〔B方式〕との違いは、正誤の差ではなく、〔C方式〕が新、〔B方式〕が旧、つまり新旧の相違というわけだ。

さて、『柳橋新誌』の〔A方式〕から発展して、現在の〔B方式〕と〔C方式〕の並立にまで話を及ぼしたが、ここで三種の方式について整理を試みよう。

時間の軸に沿っての整理は、旧から新へ〔A方式〕↓〔B方式〕↓〔C方式〕と並べておけば間違いない。すでに〔A方式〕は姿を消し、〔B方式〕が残存しつつも、〔C方式〕を主とするのが現状である。簡略にまとめると――

〔A方式〕④②③①

・『柳橋新誌』が常用する。

・現在は消滅。

〔B方式〕④②③①

・『柳橋新誌』に一例（〔例68〕）が見える。

・現在も、歴史学・古文書学および一部の漢文学関係者が使用。

〔C方式〕④②③①

・『柳橋新誌』には見えない。

・現在、漢文教育の現場では標準とされる。

ただし、右は事実認識と称すべき性質のまとめにすぎず、なぜ〔A方式〕↓〔B方式〕↓〔C方式〕のごとく返り点の打ち方が変化してきたのか、その理由については、また話が別である。小林氏は、〔B方式〕のようにレ点を付けようが、〔C方式〕のごとく三点を打とうが、「実質

的には相違がない」と述べていた。けれども、それは、結果として同一の書き下し文になるという意味にとどまり、それぞれの方式に見られる返り点の用法の原則を捨象しての観察である。

〔A方式〕の「④_下②_下③_上①」は、たしかに煩雑な印象を与える。一般形そのままに四字から成る〔例60〕の「非_下専_下重_上之」（之を専重するに非ず）を見れば、煩雑さは明らかだ。わずか四字のなかで返り読むために、字数と同じく四つもの符号を必要とし、しかも一二点と上下点が交錯しているのだから。

しかし、見た目こそ煩雑だが、返り点を持つ逐字の原則、すなわち字を逐って付けてゆくという原則に最も忠実な返り点であることは否定できまい。「之」から「専」に返り、連続符号で「重」に下ってから、さらに「重」から「非」へと返る。返り読みの起点と終点に漏れなく返り点が付いてあるわけだ。交錯関係がもたらす外見の煩雑さが嫌われて消滅に至ったとはいえ、逐字の原則を貫いている点で、〔A方式〕にもそれなりの主張があると考えねばなるまい。

〔B方式〕の「④_下②_下③①」が、〔A方式〕よりもすっきりした印象を与えるのは事実である。それが〔A方式〕から〔B方式〕へと推移していった主な理由であり、今なお愛用者がいる理由でもあるだろう。

けれども、前掲の加地氏の説明にも見えた「②③」を「一字相当として」という考え方が、甚だ便利であるとともに、そのまま弱点にもなる。というのも、この考え方は、レ点の用法の原則「連続した二字の転倒に用いる」に例外を生ずることになるからだ。「②③」を「一字相当として」と考えるのは十分に可能だが、言うまでもなく、事実として「②③」は二字であり、レ点で「②③」二字から「④」へと返すことになってしまおうのである。

特に危険なのは、「連続符号で結ばれた語は、一字として扱ってよい」という意識が野放しになることだ。もしこれが無条件に認められるとすれば、次のような返り点をも許容せざるを得ない可能性が生ずる。実際、返り点の練習の授業で、大学生が付けたことのある返り点だ。

〔例73〕 以_レ五十歩笑_レ百歩（五十歩を以て百歩を笑ふ）

〔例74〕 如_二揮_一快刀断_レ乱麻（快刀を揮つて乱麻を断つが如し）

むろん、それぞれ正しくは「以_三五十歩_一笑_三百歩_一」「如_下揮_三快刀_一断_中乱麻」と打たねばならぬ。右のような誤謬を防ぐには、どのような場合に限り「連続符号で結ばれた語は、一字として扱ってよい」が適用されるのか、その条件を明確に規定しておく必要がある。条件付けナシの便法が独り歩きするのは、甚だ危うい事態である。今のところ、そうした条件付けを目にした記憶はない。〔B方式〕を用いている歴史学の専門家に質問してみたこともあるが、「いや、まあ、連続符号で結ばれているのだから、一字と見なしまして」を繰り返すだけであった。

〔C方式〕の「④_下②_下③①」は、〔B方式〕が抱えていた弱点すなわちレ点に関する例外を消去すべく発案され、漢文教育の現場で普及するに至った返り点なのであろう。たしかに、〔B方式〕のレ点を三点に換えれば、レ点で下の二字から上に一字にもどる事態は解消される。

とはいえ、〔C方式〕が完璧というわけではない。①から②へ返すのは問題ナシ、②から③へ連続符号で下るのも当然の話だ。けれども、③から④へともどれる保証はどこにあるのか。「二点を付けた②③」から三点の付いた④に返すに決まっているではないか」と言うなかれ。二点は、あくまで②に打ってある返り点だ。返り点の指示に律儀に

従えば、①から②に進んだ以上、さらに②から④へと進まねばならず、③を読み落とすことになってしまうのである。

もちろん、右は屁理屈であって、実際には、誰もが②③から④へと読み進める。しかし、それは二点を②③という語に付いた返り点であると考えているからだ。つまり、②の二点は、①から返るときは②という字に付けたものと見なしているが、④に進むときは、②③という語に付けたものと見なしているのである。要するに、②③の二点は、①から返るときは逐字の原則に従うものの、④に進むにさいしては逐語の原則に従っているのだ。一つの二点がそのまま性質を変えるのだからまったく目立たぬといえ、これが「C方式」の弱点にほかならない。逐字の原則を貫いている点では、むしろ「A方式」のほうが明快だ。

以上、『柳橋新誌』の大返りについて観察してきた。(例20)「〔例27〕のように現行方式と一致する打ち方もあるが、重複現象・飛躍現象・逆転現象が生じたり、並列現象・交錯現象が見られたりする。『柳橋新誌』の返り点が幕末・明治初期の返り点の典型と言えるか否かは今後の慎重な判断にゆだねるしかないが、その返り点の多彩ぶり、あるいは不統一ぶりは、十分に理解していただけたことと思う。

現行方式から見れば、重複現象・飛躍現象・逆転現象の三者は、大返りどうしの包含関係さえ硬く規定しておけば、完全に防ぐことができる。また、並列現象・交錯現象も、大返りどうしの並列関係や交錯関係を禁止してしまえば、それまでの話だ。逆に言えば、現行方式の内実は、そのような規定や禁止事項から成り立っていることが改めて確認できるだろう。

ただし、交錯現象として現れる「A方式」は、今日の「B方式」や「C方式」について再考すべく、少なからぬ示唆を与えてくれる。我々は「④②③①」と読むべき漢文について、簡明かつ合理的な返り点を未だに開発し得ていない。もしかするとそのような返り点を考案するのは不可能なかもしれないが、そうだとすれば、返り点という語順変換符号体系の限界が見えるという点で、きわめて興味深い問題になるだろう。漢文すなわち古典中国語という外国語を、一つの符号体系によって日本語の語順に変換するには、最終的にどこに無理が生ずるのか——これは、対照言語学の立場から見ても、決して無視できない問題ではなからうか。

最後に、一つだけ気がかりの残る点を述べておこう。それは、『柳橋新誌』に見られる返り点の多彩ぶりをもたらした背景だ。前に述べたごとく、返り点に従って視点を上下にあれこれ移動させる営みも、『柳橋新誌』という漢文戯作の戯作たるゆえんの一つだというのが私見である。ということは、返り点の多様さも、ひょっとすると作者の柳北が見せた戯れの一つ、いわば「戯点」であったかもしれないのである。万一そうだとすると、現行方式から外れて見える重複現象・飛躍現象・逆転現象や並列現象・交錯現象は、すべて柳北が重々承知のうえで返り点の定式からの逸脱を図った結果ともなりかねまい。『柳橋新誌』の返り点の不統一を難じるのは容易な業だ。しかし、もしかすると、それは、ままと柳北の術中に陥ったことを意味するのかもしれない。戯著たる『柳橋新誌』については、常に「戯点」の可能性をも脳裡に置きつつ返り点を見つめる必要があるかと考える。

三

では、ここからは視点を句形に移し、受身形と使役形に注目してみよう。返り点そのものの観察ではなく、二種の句形の返り点が示す訓法について若干の考察を加えてゆく作業である。

(1) 受身形

必ずしも調査が十全に達しているとは言いがたいが、『柳橋新誌』は受身形「為N所V」について、現行の「P方式」「為N所V」(NのVする所と為る)とは異なる訓法を採っているようだ。返り点を見れば、現行方式との相違は明らかである。

〔例75〕 殆為^レ彼所^レ蹴 (殆^ど彼の^た為^たに蹴^らる／B10a-10)

〔例76〕 亦皆為^レ浜人^一所^二贖去^一 (亦^た皆^{ひん}浜人^{じん}の^た為^たに贖^あひ去^ならる／B17b-04)

「為」を「ため」と訓じ、「所」に受身の助動詞(ここでは「る」)⁽²⁰⁾を当てている。一般形で示せば、「Q方式」「為N所V」(Nの^た為^たにVせらる)が『柳橋新誌』の訓法にはかならない。

右の「P方式」と「Q方式」について、加地伸行氏は、大阪の懷徳堂学派の主張する「P方式」が、懷徳堂と密接な関係にあった江戸の昌平齋に伝わり、それが時の文部省の標準的な訓法になったのではないかと推定する⁽²¹⁾。今、この推定の当否を論じる素材は持ち合わせていない。し

かし、奥儒者として將軍の読書相手を勤め、修史事業のため湯島学問所に入入りし、月ごと林大学頭の詩会に出席していた柳北が、少なくとも『柳橋新誌』二編で「Q方式」を採っていたことは、一つの事実として記憶に値するのではなからうか。

(2) 使役形

すでに引いた〔例38〕〔例47〕〔例50〕などにも使役形が用いられていたが、改めて『柳橋新誌』の使役形に焦点を絞ってみよう。使役形の訓法は、そのまま返り点の打ち方に反映されるからである。念のため、当該三例に見えた使役形の字句だけを返り点・送り仮名付きで再掲してみると――

〔例38〕 使^ム売^ラ下^テ其^ノ不^ル敢^ヘ売^ラ之^ノ色^ヲ (其の敢^へて売^らざるの色を売^らしむ／A09b-09)

〔例47〕 薩侯^ノ令^テ大友^ヲ避^ケ而^レ變^ヘ其^ノ章^ヲ (薩侯^{さつこう}大友^{おほとも}をして避^{けて}其^の章^を變^へしむ／B09b-05)

〔例50〕 使^ム聞^ク者^ヲ恍^然恍^然神^ノ飛^ビ魂^ノ颯^ツ (聞^く者^を使^{して}恍^然恍^然神^ノ飛^び魂^ノ颯^つして恍^然恍^然神^ノ飛^び魂^ノ颯^つて、其^の美^に涎^し、其^の情^に泣^かしむ／A28a-03)

それぞれ異なる型の使役形であることがわかるだろう。現行方式の一般形「使N V」と対比してみれば――〔例38〕は、使役の対象「N」が省かれているので、使役動詞「使」を「しむ」と訓ずるとどまり、結果として現行方式との相違はない。それに対して〔例47〕は、

使役動詞「令」が再読文字として二度にわたり「(を)令て……(せ)令む」と読まれており、現行方式とは食い違いを見せる。現行方式ではあり得ないはずの返り点「丙二」が「令」に付いているのは、そのためだ。「例50」は、現行方式に同じ。

要するに、『柳橋新誌』には、使役動詞が使役の対象「N」を伴うとき、「例47」のように使役動詞を再読文字として扱う場合と、「例50」のごとく使役動詞を再読文字には扱わない場合とが混在していることになる。

《明45調査報告》「返点法」末尾の「注意」第二に「使、教、遣等ヲ再読スル場合ニハ初読ノ符号ヲ施サス」として例文「能使_二枉者直_一」(能く枉がれる者をして直くせしむ)を掲げ、「添仮名法」第七にも同趣旨の但し書き「但使、教等ハ左ノ例ニ準ス」を添えて同一の例文を「能使_二枉者直_一」と示しているのは、結局のところ、使役動詞を再読文字として扱うことを禁じた措置であり、ここに現行方式「使_二N_一V_一」への統一が図られたわけだ。右に「再読スル場合ニハ初読ノ符号ヲ施サス」と記されていることからわかるように、当時は、なおも送り仮名「(ヲ)シテ」を、本来は再読文字たるべき使役動詞の初読と意識していたようだが。

ちなみに、使役動詞を再読文字として訓ずる「使_二N_一V_一」について再読文字扱いの解消を図るには、初読「して」を送り仮名に回す「使_二N_一V_一」と、再読「しむ」を送り仮名に組み入れる「使_二N_一V_一」との二方式があり得たはずだが、『明45調査報告』が前者を採用した結果、そのまま今日に至っているわけである。管見に入るかぎり、後者を用いる訓読者も昭和三十年代半ばまでは存在したけれども。⁽²²⁾

では、『柳橋新誌』に見える二種の方式を観察してみよう。まずは、

使役動詞「使」「教」を再読文字として扱う例である。

〔例77〕 凡酒樓各家晨起使_二店丁_一赴_下日本橋_上而買_二魚_一(凡そ酒樓各家晨に起き、店丁をして日本橋に赴_下て魚を買はしむ)／A07b-03)

「使」に二つの返り点「地二」を付け、「店丁」を使って……買は使む」と再読している。天地人点の内部に二点と上下点が並列されている点では、「例56」と同類だ。

〔例78〕 使_二人神爽氣蘇有_一出_二焦熱地獄_一而入_二清涼世界_一之想_甲也(人をして神爽に氣蘇し、焦熱地獄を出でて清涼世界に入るの想ひ有らしむ)／B30a-04)

「使」に二つの返り点「丙レ」を付け、「人」を使って……有らしむ」と再読する。二組の一二点の外側に三つの大返りを打つ場面であるから、現行方式ならば、甲・乙・丙ではなく、上・中・下を用いるところ。この点では、「例42」と同様の例である。

〔例79〕 況又……教_二人神融氣暢以_一洗_二襟懷万縷之愁_一也(況んや又……人をして神融し氣暢して、以て襟懷万縷の愁を一洗せしむるをや)／B25a-01)

「教」に二つの返り点「下レ」を付け、「人を教て……一洗せ教む」と再読している。一二点と上下点が交錯している点では、「例60」(例

63) の類例と見なせよう。

〔例 80〕 若使香山樊川之徒一遊此地(若し香山・樊川の徒をしつたたび此の地に遊ばしめば/B25a-02)

「使」に二つの返り点「三二」を付け、「香山・樊川の徒を使って……遊ばしむ」と再読する。一二点を重複して用いる点は、「例 28」～「例 30」と同類。さすがに一二点の重複が祟ったのか、底本では、使役動詞「使」に付けるべき返り点「三二」のうち、「二」が脱落している。なお、この〔例 80〕は、厳密には使役形が仮定形に転用された一句だが、便宜上ここでは使役形に含めて扱っておく。

次は、使役動詞「使」を再読文字として扱わない方式である。かなり複雑な返り点も登場するが、使役形だけに着目すれば、現行方式そのままだ。

〔例 81〕 以下能使中其家飽饜上耶(能く其の家をして飽饜せしむるを以しか/A05a-06)

「使」に一つだけ返り点「中」を付けて「飽饜せしむ」と読み、「をし」は「其家」のごとく送り仮名とする。いきなり上中下点を付けているのは、直上に見える一二点との弁別を図るためだろう。〔例 31〕～〔例 33〕〔例 36〕および〔例 37〕と同類と考えてよい。

〔例 82〕 按以使他転移其定業若地転了蟠伏不動之石上也(按ずるに、他をして其の定業を転移せしむること、蟠伏動かざる

の石を転了するが若きを以てなり/A09b-10)

「使」に一つだけ返り点「乙」を付けて「転移せしむ」と読み、「をし」は「他」のように送り仮名としている。底本は「使」と送るのみだが、今《新大系本》三五二頁に同じく、現行方式に合わせて送り仮名を増補し、「しむること」と訓じた。また、底本は「蟠伏」を「躡伏」に作るが、「躡(獸の足裏の肉)では意味が通じない。やはり《新大系本》三五二頁の校訂に従って「蟠伏」に改めた。上方で一・二と甲・乙が交錯、下方で上・下と天・地が交錯して文頭の人に返っている。『柳橋新誌』中、最も複雑な返り点と称しても過言ではあるまい。見方によっては、一二点と上下点が並列され、それぞれに甲乙点と天地人点が生じているとも解せる。そう理解すれば、大返りを用いる順序だけは現行方式に同じと言えるだろう。

〔例 83〕 則焉知些々片金能使彼妓不下敢說中虚誕八百話上而誠意奉承一時転来不待如深草少将九十九夜往而挑之也哉(則ち焉くんぞ些々の片金能く彼の妓をして敢へて虚誕八百話を説かずして誠意奉承せしめ、一時に転じ来たり、深草少将の九十九夜往きて之を挑むが如きを待たざるを知らんや/A12a-03)

「使」に一つだけ返り点「二」を付けて「誠意奉承せしむ」と読み、「をし」は「彼妓」のごとく送り仮名とする。一二点の内部に上中下点が位置し、その一二点を、下方の甲乙点とし点で連結された天地人点が含まれ構造だ。右の〔例 82〕と同じく、『柳橋新誌』中、最も複雑な返り点に属する。

〔例84〕使_下彼所_レ攫_二于外_一者以捧_レ送_上於我_一（彼の外に攫する所の者をして、以て我に捧送せしめば/A12a-05）

「使」に一つだけ返り点「下」を付けて「捧送せしめば」と読み、「をして」は「彼所_レ攫_二于外_一者」のように送り仮名としている。二組の二点が並び、上方の一二点を包む上下点が下方の一二点と交錯する。〔例64〕と〔例66〕と同類の返り点だ。

〔例85〕就_レ彼論_レ此寔使_二人涙_一哉（彼に就いて此を論ずれば、寔に人をして涙せしむるかな/A14b-10）

これは、最も簡明な体裁の使役形だろう。「使」に一つだけ返り点「二」を付けて「涙せしむ」と読み、「をして」は「人」のごとく送り仮名とする。

〔例86〕則有_二一以使_二脂粉色長不_レ朽_一以可_レ徴_下斯地_一繁華於後日_上者_甲矣（則ち一は以て脂粉の色をして長く朽ちざらしめ、一は以て斯の地の繁華を後日に徴むべき者有らん/A25a-06）

「使」に一つだけ返り点「二」を付けて「長く朽ちざら使め」と読み、「をして」は「脂粉色」のように送り仮名としている。甲乙点の内部に一二点と上下点が並列されているが、〔例56〕の天・地を甲・乙に換えた性質の返り点と考えればわかりやすい。

〔例87〕若使_二人臣如_西謝安石談笑中能挫_二百万彊寇_一以存_二社稷_甲則足矣（若し人臣をして、謝安石の談笑中能く百万の彊寇を挫いて、以て社稷を存するが如くならしめば、則ち足れり/A27a-06）

「使」に一つだけ返り点「丁」を付けて「如くなら使めば」と読み、「をして」は「人臣」のごとく送り仮名とする。底本は「彊寇」を「疆寇」に作るが、「疆」では意味が通じないため、今《新大系本》三七五頁に同じく「疆寇」に改めた。一二点の外側に四つの大返りが必要とされるため、上・中・下では不足を来たすことから、甲・乙・丙・丁を打っている。これは現行方式でも認められている例外措置であり、〔例47〕にも見られた返り点だ。

〔例88〕使_二文士如_西白居易博識宏辞名照_二史籍_一詞賦伝_二於海外_甲亦足矣（文士をして、白居易の博識宏辞にして、名は史籍を照らし、詞賦は海外に伝ふるが如くならしめば、亦た足れり/A27a-08）

「使」に一つだけ返り点「丁」を付けて「如くなら使めば」と読み、「をして」は「文士」のように送り仮名としている。返り点の付け方は、右の〔例87〕に同じ。やはり現行方式にも見られる例外措置だ。

まとめ

まず確認しておくべきは、《明45調査報告》の〈返点法〉が、明治の末年、返り点について何か新機軸を編み出したわけではないということ

である。まさに「調査報告」という名称が示すように、そのころ通用していた多様な返り点を調査し、そのなかから穏当または適切と思われる返り点を選択・整理して、一つの基準として提出した性質の文書にすぎない。実際、明治初期に刊行された『柳橋新誌』において、すでに現行方式の返り点のほとんどすべてが出そろっていたのだ。『柳橋新誌』に見られないのは、「V 交錯現象」で記した〔C方式〕すなわち〔④_三③①_一〕くらいのものである。

一見、『柳橋新誌』の多様にして無原則にさえ映る返り点は、「読む順序さえわかればよい」という緩い姿勢の産物とも考えられるだろう。文中に記したように、もしかすると返り点の多様さ自体が戯著の戯著たるゆえんの「戯点」なのかもしれない。一二点・上下点も気ままに用いる場面が少なくないが、とりわけ甲乙点・天地人点の使い方は恣意に映る印象だ。

しかし、これまた確認しておくべきは、『柳橋新誌』の返り点が全面的に放肆にゆだねられているわけではないという事実である。

第一に、レ点はほぼ連続した二字の転倒に限って用いられており、その原則を破る例外は一つしかない。「V 交錯現象」で紹介した〔B方式〕すなわち〔④_レ②③①_一〕のごとくレ点の用法にぶれを生ずるような使い方は〔例68〕のみである。

第二に、使用されている返り点は、小返りのレ点、大返りの一二点・上下点・甲乙点・天地人点に限られており、「元亨利貞」点だの「乾坤」点だのが登場することはなく、ましてや「あいいうえお」点のような奇を衒った返り点もまったく見られない。⁽²³⁾

第三に、右に「とりわけ甲乙点・天地人点の使い方は恣意に映る」と記したものの、『柳橋新誌』に一定の歯止めが存在することもたしかだ。

たとえば、たまたま管見に入った巻菱湖（一七七七〜一八四三）『十体源流』（松筠堂校刊本、弘化二年（一八四五））に見える左のような甲乙点の使い方は、『柳橋新誌』には現れないのである。巻菱湖は、市河米庵・貫名海屋とともに「幕末の三筆」の一人とされる書家。今日、将棋の駒として名高い菱湖駒の文字は、その書体による。

〔例89〕 丞相李斯……罷其不_レ与_三秦文_一合_甲者_丙（丞相李斯……其の秦文と合はざる者を罷む／『十体源流』07b-06）

一二点の外側に、上下点を用いず、いきなり甲乙点を付けること自体は、『柳橋新誌』にも見られた飛躍現象だ。その点は驚くに値しない。問題は、甲乙点の使い方だ。甲・乙までは、穏当な打ち方だろう。しかし、その外側に、甲乙点をそのまま延長した丙・丁を掛けるのは、原理上、甚だ危うい付け方である。この〔例89〕では、符号の順序どおり「合_甲↓不_レ↓者_丙↓罷_丁」と進めば、たしかに「合はざる者を罷む」と読める。けれども、これは、甲点の下方に「者」一字しかないがゆえに、たまたま通用する便法にすぎない。一二点を延長して、次のように三点以下を打った場合を考えてみれば、その危うさは明らかだろう。字句は〔例74〕と同一である。

〔例90〕 如_五揮_二快刀_一断_四乱麻_三（快刀を揮つて乱麻を断つが如し）

一見、これでも正しく訓読できるような気になるかもしれない。しかし、符号を逐って「刀↓揮↓麻↓断↓如_五」と進むと、「乱」字を取り落とすこととなり、「快刀を揮つて乱麻を断つが如し」とは読めなく

なってしまうのである。つまり、「例89」のような甲乙点の使い方に普遍性はなく、むしろ現行方式ならば「罷_下其不_上与_上秦文_合者_甲」と付けるべきところ。たとえ上下点を飛ばすとしても、「罷_下其不_上与_上秦文_合者_天」と打たねばならない一文であろう。

『柳橋新誌』中に、「例89」のごとく一つの大返りを分割して内外に用いた「丁（乙・甲）丙」式の返り点は見られない。重複現象として掲げた「例28」～「例30」も、あくまで「二（二・一）一」となっており、決して「四（二・一）三」ではないのである。こうした点からも、『柳橋新誌』が決して「読む順序さえわかればよい」という態度を取っているわけではないことがわかるだろう。それなりに歯止めがかかっているのである。

『柳橋新誌』の返り点が明治期の訓読においてどのような位置を占めるのか、取り敢えずは即断を避けておきたい。あくまで初歩的な調査結果にすぎぬ本稿が一つの叩き台となって、種々の漢文書籍の返り点その他に関する調査が積み上げられ、いずれ明治期の訓読が時系列に沿って整理されてゆくことを期待する。そのさい、本稿における返り点の分類法などが参考になれば幸いだ。

〈附説〉二つの訓法

返り点と直接には関係しない『柳橋新誌』の訓法を二つ簡略に紹介し、後日の研究の参考に供することとしたい。一つめは「以是」と「是以」が読み分けられていないこと、二つめは「可謂」の訓読に助動詞「つ」が多用されることである。

(1) 「以是」と「是以」の訓法

「以是」は「以_テ是_ヲ（是を以て）」、「是以」は「是_ヲ以_テ（是を以て）」と読み分けるのが、現行の訓読における定石である。

けれども、『柳橋新誌』の訓読は左のようになっており、両者を読み分けていなかった可能性が高い。返り点・送り仮名を付けておこう。

〔例91〕 超_レ乘_{スル}于_ニ他_ニ方_ニ亦_レ以_テ是_ヲ非_ニ耶_{（他方に超乗する、亦た是を以て非ずや/A02b-01）}

〔例92〕 是_レ以_テ人_ヲ皆_ク賢_ニ之_ヲ（是を以て人皆之を賢とす/B24a-03）

〔例91〕の「是」には送り仮名が見えないが、「是を以て」と考えて間違いはない。〔例92〕の「是」には「是」と送り仮名が付けてあるので、「是を以て」と訓読していることは明らかだ。むしろ、誤刻の可能性は常に念頭に置いておくべきであろうが。

いつごろから「以_テ是_ヲ（是を以て）」と「是_ヲ以_テ（是を以て）」の読み分けが定着してきたのか——この問題を考究するための一つの素材として、両者を読み分けていない『柳橋新誌』の訓法を紹介しておく次第である。

(2) 「可謂」の訓法

つとに〔例02〕に一例を掲げておいたが、「可謂」は、完了の助動詞「つ」を確言の意味に用いて、「可_ク謂_フ」（謂ひつべし/A01b-08, 05b-10, 11a-09, 13b-06, 22a-07, 23b-07, 26b-01; B02a-09）と読むのが『柳橋新誌』に目立つ訓法である。現在は、確言の「つ」を差し挟むことなく、

単に「可_レ謂_フ」(謂ふべし)と訓読するのがふつうだろう。

『柳橋新誌』にも「可_レ謂_フ」(謂ふべし)と訓ずる例(B10b-06, 13b-10, 17a-09, 18a-06, 24a-04)はある。そもそも、疑問「可_レ謂_フ……耶(敷)」(謂ふべきか/B03b-07, 13b-03)や反語「可_レ謂_フ……乎」(謂ふべけんや/B18b-04)の言_レ回しには、口調および意味の関係上、確言の「つ」を入れづらいのだろう。

片仮名「ツ」と「フ」は字形が近いので、刻字の状態が悪ければ、果たして「可_レ謂_フ」なのか「可_レ謂_ツ」なのか、判別しづらい場面も生じ得る。あるいは「可_レ謂_ツ」(謂ひつべし)のほとんどが初編に見え、「可_レ謂_フ」(謂ふべし)がすべて二編に現れることを考慮すれば、初編と二編の訓法の差異として捉える余地があるのかもしれない。その種の可能性をも踏まえたうえで、『柳橋新誌』に「可_レ謂_ツ」(謂ひつべし)が「可_レ謂_フ」(謂ふべし)に優るとも劣らぬ頻度で現れるという事実だけは、ここで確認しておきたいと思う。

注

- (1) 加地伸行『〈教養〉は死んだか——日本人の古典・道徳・宗教』(『PHP新書』181, 平成十三年)一〇六—一〇八頁。
- (2) 山東功「国語施策と訓点語学」/中村春作ほか「編『訓読』論——東アジア漢文世界と日本語」(勉誠出版、平成二十年)二一六頁。適宜に脱字を補った。
- (3) 『荷風全集』第十六卷(岩波書店、平成六年)二一三頁。初出『中央公論』昭和二年(一九二七)五月号/原題「柳北仙史の柳橋新誌につきて」。
- (4) 現行の返り点法は、公的に明文化されているわけではない。諸書がそれぞれの立場で記述しているだけである。本稿では、憎越ながら拙著「これならわかる返り点——入門から応用まで」(『新典社新書』25, 平成二十一年)五七—九三頁のⅢ「応用篇 返り点の用法——原則と例外措置」を基準として記述する。
- (5) 『新大系本』三四一頁は「称へて」と書き下すが、底本は「称」に作る(厳密には「メ」)。音読み「称す」では「名づける」意に響きかねないため、訓読み「称ふ」に

変えたものか。

- (6) このように三種を並べると、「於」の直当て方式はとくに減びてしまったかのような印象を与えるかもしれない。しかし、管見に入るかぎり、昭和二十年代の前半ごろまでは、句中の「於」を置き字として扱わず、直に助詞を当てる方式も行われていた。たとえば、新田興「訓点」『大正天皇御製詩集』(大正天皇御集刊行会、普及版)昭和二十三年、(特製版)昭和二十四年)の訓法がそれである。具体例は、拙著『大正天皇御製詩の基礎的研究』(明徳出版社、平成十七年)一六八頁を参照。
- (7) 『新大系本』三五一頁は末尾を「睡」と切るが、底本は「睡」。「ネル」は直前に見える「睡」(A09b-08)の左ルビである。
- (8) 『新大系本』四〇四頁は冒頭を「此の車の醜陋」と書き下すが、原本は「此車醜陋」に作り、二つめの「ノ」は見えない。「此の車(は)醜陋(が)」との文勢ではなからうか。
- (9) 熟字訓「至若」については、多久弘一・瀬戸口武夫『漢文解釈辞典』(国書刊行会、平成十年)三九六頁を参照。
- (10) 本紀要第二十一号(平成二十五年三月)所載の拙論「返り点 補説」中、「二レ点の位置」(四頁下七頁下)を参照。手取り早くは、たとえば貝原益軒「著」石川謙「校訂」『養生訓・和俗童子訓』(『岩波文庫』、昭和三十六年)所収『養生訓』の目次を御覧いただきたい。巻第六「慎」病「折」医「用」菜「巻第八」養「老」育「用」のごとく、二字のあいだに空格を設けつつも、下の字の左上にレ点が付いている。それぞれ該当する本文の見出しでも同じ。
- (11) 『新大系本』三四三頁は「佞」を「佞」に「佞」に書き下すが、底本は「佞」に作る。
- (12) 『新大系本』三五一頁は「転」を「転」と書き下すが、底本は単に「転」に作り、送り仮名「ズ」は見えない。今、慎重を期して、左ルビ「コロバス」のみを付けておく。
- (13) 『新大系本』四二二頁は「爾著文章」を「爾の著はす文章」と書き下すが、底本は「爾著文章」に作る。
- (14) 『柳橋新誌』には、(例60)〜(例63)以外にも(下二/上二)の交錯現象が見られる。左に列挙して参考に供しよう。
 - ・ 許_レ兼_レ売_レ色_レ藝_レ者_レ也(色_レ藝_レを兼_レね_レ売_レるを許_レす者なり/A09b-04)
 - ・ 以_レ憎_レ奪_レ大_レ妓_レ之_レ業_レ也(大_レ妓_レの業_レを憎_レ奪_レするを以_レてなり/A13a-09)
 - ・ 然_レ至_レ拜_レ祀_レ神_レ仏(然_レれども神_レ仏を拜_レ祀_レするに至_レつては/A15a-07)
 - ・ 俗_レ称_レ梅_レ弄_レ人_レ曰_レ茶_レ之_レ(俗_レに人_レを梅_レ弄_レするを称_レして「之_レを茶_レにす」と曰_レふ/A20b-08)

- ・而中等以下不能必歴_レ更_レ此期(而して中等以下は必ず此の期に歴更する能はず/A21b-05)
- ・安得_レ私_レ斷_レ其品評_一乎(安くんぞ其の品評を私斷するを得ん/A26a-01)
- ・其訣_レ在下_レ自得_レ之_一歟(其の訣之を自得するに在るか/A27a-04)
- ・何得_レ可_レ否_レ其東山之遊嬉_一乎(何ぞ其の東山の遊嬉を可否するを得ん/A27a-08)
- ・万八亦將_レ一_レ振_レ衰頹_レ之氣(万八亦た將に衰頹の氣を一振せんとす/B01b-08)
- ・一生能得_レ撞_レ着_レ幾人_一耶(一生能く幾人に撞着するを得るや/B33a-02)
- ・村井章介『校注』宋希環『老松堂日本行録』(岩波文庫、昭和六十二年)付録3
- 『世宗実録』抄/世宗元年七月六日条(二六〇頁)・世宗三年四月六日条末尾(二八四頁)。同書は返り点を付けるのみのため、書き下し文は仮に訓読を試みたものである。その他、同書に見られる「B方式」の返り点を左に列挙して参考に供する。
- ・以至_レ感_レ悟_レ其箇(二五二頁)
- ・以_レ歛_レ服_レ其節義功業(同右頁)
- ・未_レ克_レ刊_レ布_レ於_レ世_一也(同右頁)
- ・謀_レ所_レ以_レ印_レ出_一(二五三頁)
- ・猶恐_レ獲_レ戻_レ于_レ下_一(二五九頁)
- ・宜_レ令_レ置_レ還_レ本土_一(二七五頁)
- ・不_レ宜_レ聚_レ泊_レ兵船_一(二七六頁)
- ・不_レ可_レ拘_レ留_レ倭使_一(同右頁)
- ・當_レ講_レ論_レ制_レ倭_レ之策_一(二七七頁)
- ・巨濟島不_レ宜_レ聚_レ泊_レ兵船_一(同右頁)
- ・其曰_レ不_レ可_レ拘_レ留_レ倭使_一(同右頁)
- ・未_レ的_レ知_レ其叛_一也(二七八頁)
- ・吾將_レ備_レ達_レ于_レ節度使_一(二八〇頁)
- ・即_レ令_レ刷_レ付_レ回使_一(二八六頁)
- (16) 加地伸行『漢文法基礎』(『講談社学術文庫』、二〇一〇年)八四頁。ただし、八五頁には、「未嘗不_レ歎_レ息_レ痛_レ恨_レ於_レ桓靈也」(未だ嘗て桓靈に歎息痛恨せずばならず)について、「原則では「未嘗不_レ歎_レ息_レ痛_レ恨_レ於_レ桓靈也」なのだが」との記述があり、連読符号で結ばれた「歎_レ息_レ痛_レ恨_レ」を「一字相当」には扱わず、「不」に三点を付けている。もし「歎_レ息_レ痛_レ恨_レ」を「一字相当」に扱えば、レ点で「不」に返して「未嘗不_レ歎_レ息_レ痛_レ恨_レ於_レ桓靈也」となるはずであろう。
- (17) 東京大学の当該入試問題に「B方式」の返り点が見えることを知ったのは、平成二十五年(二〇一三)六月二日、明海大学で開催された「全国漢文教育学会」第二十九

- 回(通算五十九回)大会において、都留文科大学の石川正人氏が研究発表「高校漢文と大学漢文 橋渡しは可能か」の資料3で御指摘になったがゆえである。ここに記して謝意を表す。
- (18) 駿台予備学校「編」『2014駿台 大学入試完全対策シリーズ』『東京大学<文科>前期日程・上(2013-2009)』(駿台文庫株式会社、平成二十五年)「2013年(前期)国語 解答・解説」一七四頁下。この返り点に関する問題点のほか、東京大学の当該「漢文」問題文には、歴史的仮名遣いの誤りや、標準的とは言いがたい訓読も散見する。もし「英語」の試験問題で同水準の誤謬その他を犯したとすれば、マスコミの好餌となって騒動に発展していたこと必定であろう。詳しくは、同書一七四頁下〜一七五頁上の〈補説〉各項を参照のこと。東京大学の入試問題の解説に、問題文の不適切さを指摘する〈補説〉が加えられること自体、甚だ異例に属するかと思われる。
- (19) 小林信明『漢文研究法』(洛陽社、昭和三十二年/昭和五十四年改訂版)一四頁。改行および符号の表記について若干の変更を加えた。
- (20) 底本は「例75」を「殆_レ為_レ彼_レ所_レ蹴_一」に作る。送り仮名「蹴」から見て、本来は下一段動詞の「ける」が、もはや四段動詞に転じていることは明らかだろう。すなわち「所」の「ル」は捨て仮名であり、「所」と読んでいるものと考えて差し支えあるまい。
- (21) 注(1)所掲書一〇六頁。
- (22) たとえば、木下彪『謹解』『大正天皇御製詩集』(宮内庁蔵版、明徳出版社、昭和三十一年)が「使_レN.V」方式を採用している。詳細は、注(6)所掲の拙著一六八〜一七一頁を参照。
- (23) 「元亨利貞」点は金岡照光『仏教漢文の読み方』(春秋社、昭和五十三年)一九三頁に、「乾坤」点は伊藤丈『仏教漢文入門』(大蔵出版、平成七年)六八頁に見える。ただし、いずれも天地人点まで使っても返り点が不足するときに用いるとされているだけで、「元亨利貞」点と「乾坤」点との関係はよくわからない。「あいうえお」点は、かつて東京大学附属総合図書館(東京都文京区本郷)の書庫であれこれ漢籍を閲覧していたとき、たまたま手に取った一書に見え、大いに驚いた記憶がある。ただし、すでに経ること数十年、当時は特に返り点に関心を寄せていなかったため、覚書も残しておらず、いったいどの書物に用いられていたのか、もはやまったく不明のままである。

